



# 島根県報

平成31年3月8日（金）

第3,089号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業計画の変更（3件）	(       "       )	2
指定施業要件の変更予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
解除予定保安林	(       "       )	4
保安林の指定	(       "       )	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(       "       )	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(       "       )	5
島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱の一部改正	(雇 用 政 策 課)	6
島根県土地利用基本計画の一部変更	(用 地 対 策 課)	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	6

### 【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録	(森 林 整 備 課)	7
開発行為に関する工事の完了（2件）	(都 市 計 画 課)	8

### 【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	〔学 校 企 画 課〕 〔特 別 支 援 教 育 課〕	8
---------------------------	--------------------------------	---

### 【人委告示】

平成31（2019）年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の実施		15
-------------------------------------	--	----

### 【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	(消 防 総 務 課)	18
-------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第138号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市布崎土地改良区の定款変更を平成31年2月27日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第139号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業（一般型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

**島根県告示第140号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業（一般型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

**島根県告示第141号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所

佐田地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業（一般型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所
-------------------------------------	--------------	------------	-------

### 島根県告示第142号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）
    - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第143号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

安来市広瀬町東比田2538-26、2538-28、2538-29、2538-30、2538-31

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

---

#### 島根県告示第144号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市三隅町折居761-1、763-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第145号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成31年3月8日

宍道湖斐川加入区（宍道湖漁業協同組合）

---

**島根県告示第146号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成27年島根県告示第136号による保険に付すべき義務は、平成31年2月26日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

西ノ島町加入区

---

**島根県告示第147号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

一畑百貨店松江店 島根県松江市朝日町661番地

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

一畑電気鉄道株式会社 代表取締役社長 今岡 和志 島根県松江市中原町49番地

**(3) 変更した事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社一畑百貨店 代表取締役社長 大谷 厚郎

（変更後）株式会社一畑百貨店 代表取締役社長 川内 孝治

**(4) 変更の年月日**

平成31年2月1日

**2 届出年月日**

平成31年2月26日

**3 届出及び添付書類の縦覧場所**

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

---

**島根県告示第148号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

一畑百貨店出雲店 島根県出雲市駅北町4の1番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

一畑電気鉄道株式会社 代表取締役社長 今岡 和志 島根県松江市中原町49番地

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,639.10平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

平成31年2月28日

2 届出年月日

平成31年2月26日

#### 島根県告示第149号

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱（平成13年島根県告示第894号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条第6号中「第22条第1項」を「第25条第1項」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成31年3月8日から施行する。

#### 島根県告示第150号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県土木部用地対策課及び益田市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市の一部

#### 島根県告示第151号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 区域の名称 銀山上

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
-------------	---------



1771	株式会社 吉崎工務店 代表取締役 吉崎 博章 隠岐郡隠岐の島町東郷亀尻 5番地1	○		○	○	株式会社 吉崎工務店 隠岐郡隠岐の島町東郷亀尻 5番地1
1965	服部 充雄 邑智郡邑南町矢上4605			○	○	服部 充雄 邑智郡邑南町矢上4605
1966	天川 純夫 邑智郡邑南町中野1214			○	○	天川 純夫 邑智郡邑南町中野1214

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市安来町字外浜873番4、878番1、878番4

面積 4,621.08平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2

安来市長 近藤 宏樹

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市赤江町字三ツ頭282番1

面積 478.30平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市赤江町200番地1

岸本 隆

## 教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

### 島根県教育委員会規則第1号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。



別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

学 校 名 (分校名)	全日制の課程				定時制の課程				
	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立情報科学高等学校	情報システム科	120	40	40					
	情報処理科		40	40					
	マルチメディア科		40	40					
島根県立松江北高等学校	普通科	240	240	240					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江南高等学校	普通科	240	240	240					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江東高等学校	普通科	200	240	240					
島根県立松江工業高等学校	機械科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子機械科	40	40	40	電気科	40	40	40	40
	電気科	40	40	40	建築科	40	40	40	40
	電子科	40	40	40					
	情報技術科	40	40	40					
	建築都市工学科	40	40	40					
島根県立松江商業高等学校	商業科	200	120	120					
	情報処理科		40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	240							
島根県立宍道高等学校				普通科	640				
島根県立大東高等学校	普通科	120	120	120					
島根県立横田高等学校	普通科	120	120	120					
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科	480							
	普通科	40	40	40					
島根県立飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立平田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立出雲高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					

島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	40	40				
	電気科	40	40	40				
	電子機械科	40	40	40				
	建築科	40	40	40				
島根県立出雲商業高等学校	商業科	120	120	120				
	情報処理科	40	40	40				
島根県立出雲農林高等学校	植物科学科	40	40	40				
	食品科学科	40	40	40				
	動物科学科	40	40	40				
	環境科学科	40	40	40				
島根県立大社高等学校	普通科	200	240	240				
	体育科	40	40	40				
島根県立大田高等学校	普通科	120	120	120				
	理数科	40	40	40				
島根県立邇摩高等学校	総合学科	360						
島根県立島根中央高等学校	普通科	90	90	90				
島根県立矢上高等学校	普通科	60	60	60				
	産業技術科	30	30	30				
島根県立江津高等学校	普通科	80	80	80				
島根県立江津工業高等学校	機械・ロボット科	40	40	40				
	建築・電気科	40	40	40				
島根県立浜田高等学校	普通科	200	200	200	普通科	320		
	理数科	40	40	40				
島根県立浜田商業高等学校	商業科	80	40	40				
	情報処理科		40	40				
島根県立浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40				
	食品流通科	40	40	40				
	(専攻科)							
	漁業科 機関科	10	10					
島根県立益田高等学校	普通科	120	160	160				
	理数科	40	40	40				
島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40	40				
	電気科	40	40	40				
	生物環境工学科	40	40	40				
	総合学科	120						
島根県立吉賀高等学校	普通科	40	40	40				
島根県立津和野高等学校	普通科	80	80	80				

島根県立隠岐高等学校	普通科	60	60	60					
	商業科	30	30	30					
島根県立隠岐島前高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	(専攻科) 漁業科	10	10						
	機関科								

## 備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部							専 攻 科					
		幼稚部	小学部及び中学部		高 等 部				学 科	学 級 区 分	定 員			
					学 科	学 級 区 分	定 員				第1 学年	第2 学年	第3 学年	
島根県立盲学校	視覚障害教育		小学部	中学部			普通科	単一障害学級	8	8				8
					重複障害学級	3		3	3					
					保健理療科	単一障害学級	8	8	8	保健理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザイン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	32	48	64					
						重複障害学級	33	36	30					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	40	40	72					
						重複障害学級	24	21	21					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部										
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	16	8					
						重複障害学級	6	3	9					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	16	24					
						重複障害学級	18	12	6					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	24					
						重複障害学級	6	6	3					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	9	9					
						訪問学級	3							
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					

						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江 緑が丘養護学 校	病弱教育	小学部	中学部	普通科		単一障害学級	8	8	8			
						重複障害学級	6	9	12			

## 附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

## 人 事 委 員 会 告 示

## 島根県人事委員会告示第 1 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成31（2019）年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）を次のとおり実施する。

平成31年 3 月 8 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 1 受付期間

平成31（2019）年 3 月 11 日（月）から同年 4 月 19 日（金）まで

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、4 月 19 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4 月 17 日（水）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

## 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分		採用予定人員	職 務 内 容
10月採用	男性	10名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
	女性	2名	
4月採用	男性	24名	
	女性	6名	
武道		1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

(注) 1 採用予定人員は、変更する場合がある。

2 採用時期は、原則として、採用区分が「10月採用」の場合は平成31（2019）年10月1日、「4月採用」及び「武道」の場合は平成32（2020）年4月1日とする。

3 採用区分「10月採用」、「4月採用」、「武道」は、受験資格を満たせば併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が複数の区分で合格対象者となった場合は、以下の①から順に判断し、合格対象となった区分以外は合格の対象としない。

①「武道」 ②「10月採用」 ③「4月採用」

## 3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

## (1) 年齢、学歴、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
10月採用	男性 昭和60年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大

	女性	学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成31（2019）年9月30日までに卒業する見込みの者
4月採用	男性 女性	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業した者又は平成32（2020）年3月31日までに卒業する見込みの者
武道		次のア及びイに該当する者 ア 平成5年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成32（2020）年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	平成31（2019）年5月12日（日） 受付時間 8：30～9：00	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	平成31（2019）年5月28日（火）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	試験時間 9：30～17：00（予定）	浜田市 島根県立大学（浜田キャンパス） （浜田市野原町）	
第2次試験	平成31（2019）年6月16日（日）～6月18日（火）のうち 指定する日	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町） ※試験場は、変更する場合があります。	7月4日（木）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	採用区分「武道」の専門実技試験は平成31（2019）年6月15日（土）に松江市で実施する。		

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査



	(90点)	反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技（英語、柔道、剣道及び情報処理）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出）
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	iBT	44点以上
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上
	柔道 初段以上（講道館認定）	
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）	
	情報処理 情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家試験）の合格	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道

区分	試験種目	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 ① 課題技を与える基本技能 ② 試験補助員との試合形式による実践的技能
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接（事前に自己紹介書を提出）
	作文試験	文章による表現力、思考力等についての試験

験	(100点)	
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

## 6 受験手続

### (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎 1 階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

### (2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3 の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6 月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

## 8 給与

初任給は、平成31（2019）年 4 月 1 日現在、大学卒 22 歳で月額 208,058 円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

## 雑

## 報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 5 第 1 項の規定により、島根県知事の委任に係る平成 31 年度第 1 回及び第 2 回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 56 条第 1 項の規定により公示する。

平成 31 年 3 月 8 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

### 1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

### 2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試験場所
第 1 回	平成 31（2019）年 6 月 9 日（日）	松江市、大田市、益田市

第2回	平成31(2019)年6月16日(日)	出雲市、浜田市、隠岐の島町
-----	---------------------	---------------

## 3 試験の開始時間

午前の試験 10時00分(9時30分までに集合すること。)

午後の試験 13時30分(13時00分までに集合すること。)

## 4 受験手続

## (1) 受験願書提出先

書面申請(願書による受験申請)と電子申請(インターネットによる受験申請)の2通りのうち、いずれかによる。

## ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部(願書を持参又は郵送のこと。)

## イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <https://www.shoubo-shiken.or.jp>

## (2) 受験願書受付期間

## ア 書面申請の場合

平成31年4月8日(月)から同月22日(月)まで(郵送の場合は、同月22日の消印有効)

## イ 電子申請の場合

平成31年4月5日(金)午前9時から同月19日(金)午後5時まで(受付期間中、24時間受け付ける。)

## (3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 6,500円

乙種危険物取扱者試験 4,500円

丙種危険物取扱者試験 3,600円

## 5 その他

## (1) 書面申請の場合

## ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター(事務所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会

## イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

## ウ 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

## (2) 電子申請の場合

## 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000(有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)